

山中湖村

新しい生活様式推進機器購入等支援事業

1. 事業目的

山梨県の機器購入等支援事業の申請事業者を支援することで、「やまなしグリーン・ゾーン構想」事業の促進を図るとともに、さらに感染症に対して強靱な社会・経済の形成を目指すことを目的とする。

2. 支援対象者

山梨県の新しい生活様式推進機器購入等支援事業支援金の受給者、または、やまなしグリーン・ゾーン認証取得促進機器購入等支援事業支援金の受給者であり、やまなしグリーン・ゾーン認証を受けた山中湖村村内の宿泊施設及び飲食店で納税住所を有する者とする。

3. 支援対象事業

山梨県の新しい生活様式推進機器購入等支援事業支援対象事業となる経費及び、やまなしグリーン・ゾーン認証取得促進機器購入等支援事業支援対象事業となる経費が対象である。

また、山梨県へ交付申請時に対象事業であった未申請分及び申請以降に購入した対象事業経費も対象となる。
(裏面参照)

※支援対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額とする。

※山梨県の新しい生活様式推進機器購入等支援事業支援金の受給者の場合、山梨県における緊急事態措置が行われた令和2年4月20日(月)以降、令和3年2月28日(日)までに当該購入整備に対する支払いがされた事業が対象である。

※やまなしグリーン・ゾーン認証取得促進機器購入等支援事業支援金受給者の場合、山梨県が感染防止に向けて、これまで以上に積極的な対応をお願いした令和3年1月7日(木)以降、令和3年6月30日(水)までに当該購入整備に対する支払いがされた事業が対象である。

4. 支援額

機器購入等支援事業受給者	
タイプ1 (宿泊事業者・飲食事業者)	タイプ2 (宿泊事業者)
【支援額】 1件当たり上限5万円 山梨県機器購入等支援事業の支援金額30万円(税抜き)を越える額の5万円以内とする。 例：機器購入金額が38万円(税抜き)の場合は、5万円が支援金交付額となる。 機器購入金額が33万円(税抜き)の場合は、3万円が支援金交付額となる。	【支援額】 1件当たり上限20万円 山梨県機器購入等支援事業の支援対象額の5%とする。 例：対象額が100万円(税抜き)の場合は、5万円が支援金交付額となる。 対象額が400万円(税抜き)以上の場合は、20万円が支援金交付額となる。

※支援金交付額は、1,000円未満を切り捨てる。

宿泊事業者は、タイプ1・タイプ2のいずれかの一方のみ申請可とする。また、一回支援事業の申請をした者は、再度申請することができない。

5. 申請方法 申請書および添付書類を添付し、観光産業課へ郵送又は、窓口で提出する。

6. 添付書類 (1)添付書類チェック及び誓約事項
(2)すべての領収書やレシートの写し
(3)対象事業の機器等の店舗・施設内での利用状況がわかる写真のカラーの写し
(4)振込口座と口座名義がわかる通帳の写し
(5)山梨県機器購入等支援事業事務局から支援金が振り込まれた通帳の写し

7. 受付期間 ・山梨県新しい生活様式推進機器購入等支援事業支援金受給者の方
令和2年9月24日(木)から令和3年9月30日(水)まで
・山梨県グリーン・ゾーン認証取得推進機器購入等支援事業支援金受給者の方
令和3年3月25日(木)から令和3年9月30日(木)まで
郵送及び窓口申請のいずれも令和3年9月30日までに必着のこと。

8. 問合せ・提出先 〒401-0595 山梨県南都留郡山中湖村山中 237-1
山中湖村観光産業課 観光推進グループ
電話番号:0555-62-9977 受付時間:午前8時30分～午後5時15分

申請の流れ

- ① 山中湖村行政ホームページから申請書及び添付書類チェック及び誓約事項票をダウンロード
- ② 事前相談(商工会 電話番号:0555-62-0940 受付時間:8:30~17:15)※省略可
- ③ 申請書及び添付書類チェック及び誓約事項票、添付書類を役場観光産業課へ郵送又は窓口で提出
- ④ 審査(不備があった場合は、後日申請書記載の電話番号へ連絡)
- ⑤ ご登録の口座へ入金

※事前相談が必要でない方は、直接申請することができます。

※申請書受理後、通常3週間程度でご登録の口座へ入金を予定しております。

例1 山梨県の対象経費(すべての経費を申請した場合)

山梨県対象経費 400,000 円

山梨県への申請

山梨県申請分 400,000 円

山梨県支援額 300,000 円

山中湖村への申請

山中湖村申請 400,000 円

山中湖村支援額 50,000 円

※山梨県の機器購入等支援事業の対象経費が山中湖村の対象事業となります。

例2 未申請分(山梨県への申請時で未申請分の経費が残り、未申請分の経費を村に申請する場合)

山梨県対象経費 400,000 円

山梨県への申請

山梨県申請分 280,000 円

山梨県支援額 280,000 円

未申請分 90,000 円

山中湖村への申請

山中湖村申請 370,000 円

山中湖村支援額 50,000 円

※山梨県の機器購入等支援事業の対象経費が山中湖村の対象事業となります。

例3 追加購入(山梨県へ申請以降、新たに対象となる物品等を購入した場合、その追加分を村に申請する場合)

山梨県対象経費 310,000

追加購入 30,000 円

山梨県への申請

山梨県申請分 310,000 円

山梨県支援額 300,000 円

山中湖村への申請

山中湖村申請 340,000 円

山中湖村支援額 40,000 円

※山梨県の対象経費となる物品等を追加で購入した場合も山中湖村の対象事業となります。

※この例はタイプ1の申請方法となります。不明な点がございましたら役場観光産業課へお問い合わせください。